

平成28年宇治田原町総務産業常任委員会

平成28年3月14日

午前10時開議

議事日程(1の1)

(総務課、企画・財政課、税務・会計課所管分)

- 日程第1 付託議案審査
- 議案第13号 行政組織の改正に伴う関係条例の整備に関する条例を制定
するについて
- 議案第14号 宇治田原町行政不服審査会条例を制定するについて
- 議案第15号 行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例
を制定するについて
- 議案第18号 宇治田原町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の
一部を改正する条例を制定するについて
- 議案第19号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び宇治田原町職員
の旅費に関する条例の一部を改正する条例を制定するにつ
いて
- 議案第20号 宇治田原町議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償
等に関する条例の一部を改正する条例を制定するについて
- 議案第21号 宇治田原町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する
条例を制定するについて
- 議案第24号 宇治田原町税条例の一部を改正する条例を制定するについ
て
- 議案第29号 宇治田原町ともに創るまちづくり推進条例を廃止する条例
を制定するについて
- 日程第2 第4四半期の事業執行状況について(変更)
○総務課所管
- 日程第3 各課所管事項報告
○企画・財政課
・平成27年度公共事業等の施行状況について
- 日程第4 その他

議 事 日 程 (1の2)

(建設・環境課、産業振興課、上下水道課所管分)

- 日程第1 付託議案審査
議案第31号 町道路線の認定変更について
- 日程第2 第4四半期の事業執行状況について(変更)
○建設・環境課
- 日程第3 各課所管事項報告
○建設・環境課所管
・協栄開発に係る報道について(IV)
○産業振興課
・観光振興計画について
・ため池「安心安全マップ」について
○上下水道課
・公共下水道の計画区域の見直し検討について
- 日程第4 その他

1. 出席委員

委員長	11番	谷口重和	委員
副委員長	2番	内田文夫	委員
	1番	稲石義一	委員
	4番	安本修	委員
	6番	青山美義	委員
	10番	上林昌三	委員
	12番	田中修	議長

1. 欠席委員 なし

1. 宇治田原町議会委員会条例第18条の規定により会議事件の説明のため出席を求めるものは次のとおりである。

副町長 田中雅和君
理事兼総務課長 山下康之君

理事兼企画・財政課 財政課長	小西基成君
理事兼建設・環境課 建設課長	光嶋隆君
総務課 危機管理担当課長	清水清君
企画・財政課企画課長	奥谷明君
企画・財政課課長補佐	村山和弘君
企画・財政課 庁舎建設準備室参事	下岡浩喜君
会計管理者兼 税務・会計課長	馬場浩君
建設・環境課環境課長	三好茂一君
建設・環境課 新名神推進室参事	山下仁司君
建設・環境課 山手線推進室参事	垣内清文君
産業振興課長	木原浩一君
産業振興課 地域資源活用室参事	下岡寛史君
上下水道課長	野田泰生君

1. 職務のため出席した事務局職員は次のとおりである。

議会事務局長	久野村観光君
庶務係長	岡崎貴子君

開 会 午前10時00分

○委員長（谷口重和） 皆さん、おはようございます。

本日は総務産業常任委員会を招集いたしましたところ、皆様方にはご多忙のところご出席をいただき、ありがとうございます。

本委員会は、開会日に上程され、付託されました10議案及び事業執行状況の変更並びに所管事項報告につきましては、お手元に配付いたしました日程により審査を行うことといたします。

なお、案件が多岐にわたることから、スムーズな委員会運営のため所管課の審査を分割し、まず、総務課、企画・財政課、税務・会計課所管分を行い、終了後、建設・環境課、産業振興課、上下水道課所管分を行うことにいたしたいと思っております。

また、本日の委員会において、不適切な発言等がありました場合には、委員長において精査を行うことといたします。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（谷口重和） ありがとうございます。

当局におかれましても、所管職員の出席につきまして、調整をよろしくお願いいたします。

また、付託議案につきましては、委員各位の慎重な審査をお願いしたいと存じます。

ここで、山内議員が傍聴に入っておられますので、報告しておきます。

ここで、理事者からご挨拶をお願いいたします。副町長。

○副町長（田中雅和） 皆さん、おはようございます。

3月に入っておりますけれども、先週後半あたりから、また寒さが続いているように思います。きょうもまた雨で、ひとしお寒さも感じるところでございます。

委員の皆様におかれましては、先週は一般質問をしていただき、また、金曜日の補正予算委員会におきましては、補正予算案のご審議をしていただきありがとうございます。

また、12日の土曜日には、維孝館中学校の卒業式にご列席いただきまして、ありがとうございました。

引き続きとなりますが、本日は総務産業常任委員会にご参集いただきありがとうございます。谷口委員長、内田副委員長のもと、常任委員会を開催していただき、条例の新たな制定3件、条例の一部改正5件、条例の廃止1件、そして道路の認定変更が1件、計10議案につきましてご審議をお願いするとともに、第4四半期の事業執行状況の変更及び各課の所管事項報告をさせていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

議案につきましては、ご審議を賜り、ご可決いただきますようよろしくお願い申し上げます。

簡単ではございますが、開会に当たりましての挨拶とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○委員長（谷口重和） ありがとうございます。

ただいまの出席議員数は6名でございます。定足数に達しておりますので、直ちに本日の総務産業常任委員会を開きます。

これより議事に入ります。

それでは、日程表1の1により、まず総務課、企画・財政課、税務・会計課所管に係る事項について進めます。

日程第1、付託議案審査について。

議案第13号、行政組織の改正に伴う関係条例の整備に関する条例を制定するについてを議題といたします。

当局の説明を求めます。副町長。

○副町長（田中雅和） それでは、お手元にあると思います議案第13号、行政組織の改正に伴う関係条例の整備に関する条例を制定するにつきましては、平成28年4月1日に組織の改正を行い、新たに部制を導入することから、宇治田原町組織条例の全部を改正するとともに、事務分掌の変更等により課名を変更するため、課の名称を掲げる関係条例等の整備を行うものでございます。

主な内容は、新たに町長部局に総務部、健康福祉部、建設事業部を設置するとともに、関係条例において部名の追加並びに課名の変更を行うものでございます。

よろしくご審議賜り、ご可決いただきますようお願い申し上げます。

詳細につきましては、山下理事のほうから説明申し上げますので、よろしくお願い申し上げます。

○委員長（谷口重和） 山下理事。

○理事兼総務課長（山下康之） 皆さん、おはようございます。ご苦労さんでございます。

それでは、ただいま議題となっております議案第13号、行政組織の改正に伴う関係条例の整備に関する条例を制定するにつきまして、概要等をご説明申し上げたいというふうに思います。

議案書の後ろに資料のほうをつけさせていただいておるわけでございますけれども、資料のほうを見ていただきながらお願いをしていきたいと思っております。

概要のほうでございますけれども、これから組織等につきましては、町議会からいろいろな一般質問や、あるいはまた常任委員会、また全員協議会といったところで、いろんな形でご審議、ご提案等もいただいた中で、本町におきましても、組織等の検討委員会を設置いたしまして検討してまいりまして、全員協議会においても議員各位のご理解を賜るべくご説明もさせていただいたところでございます。そういった中、さまざまな行政課題に迅速、柔軟に対応できるよう組織改革を行い、そうした中で新たに部制を導入するということと、事務分掌及び課名を変更するために課の名称を掲げる関係条例の整備を行いたいということでご提案を申し上げているところでございます。

そういった中、平成28年度からいろいろとスタートいたします第5次まちづくり総合計画、あるいはまた、まち・ひと・しごと創生総合戦略、また新名神庁舎、山手線、そうした大型事業にも対応できるように横断的な対応ができるようにということで、今回、部制の導入をお願いしているものでございます。

改正内容にも掲げさせていただいておりますように、宇治田原町組織条例を全部改正いたしまして、新たに総務部、健康福祉部、建設事業部の設置を提議いたしたく考えているところでございます。

なお、全員協議会でも説明してまいりましたけれども、教育につきましては教育部ということで、これはまたそちらのほうの組織の規則のほうで改正されるということで、新たに4部を設置いたしまして、これで今申し上げました横断的な対応を図っていきたいと。

概要のほうの改正内容のところにも掲げさせていただいておりますけれども、全部改正をする関係上、条例の中にいろんな今までの平成27年度の課をそれぞれ部名を入れて、課の名前も新しく変える関係条例の整備も今回お願いをしているというところでございます。

概要の①番の宇治田原町情報公開・個人情報保護審査会条例から、それぞれ開発審議会条例、あるいはまたいじめ再調査委員会、環境審議会設置条例、それから特別職の報酬等の審議会条例、それから教育委員会のいじめ調査委員会の設置条例、それと宇治田原町子ども・子育て会議の設置条例、それから都市計画審議会の条例、それから宇治田原町水道事業の設置等に関する条例、それと宇治田原町水道事業経営等審議会の設置条例、それと最後⑩番、宇治田原町消防団支援隊の設置条例、そのそれぞれの条例の中に何々課というのをうたっておるのを、新たに何々部何々課にいたしたく改正を行うものでございます。

ただし、改正内容の2つ目の①のところでは、宇治田原町情報公開・個人情報保護審査会条例、これも企画・財政課を総務部企画財政課に改正をいたしたく考えている中、また後ほど行政不服審査法の改正に伴う部分をご提案をお願い申し上げるところでございますが、それ等の文言の整備もこの条例でいたしているところでございます。

なお、条例の議案書の13ページの第13号の後ろに、15分の1から15分の15まで、それぞれ新旧対照表をつけさせていただいております。今日まで何々課というのを全て入れまして、何々課ではどういったことがというのを課の事務分掌の一部を載せていたわけでございますが、ここも近隣の町村の状況も鑑みまして、地方自治法の第158条第1項の規定に基づく町長の権限に属する事務を分掌されるための部を置くというようにさせていただきまして、総務部、それから健康福祉部、それから建設事業部ということで、新たに部制を導入いたしまして行政課題に対応できる設置を行いたく、今回、宇治田原町組織条例の全部改正をお願いするものでございます。

以上、よろしくご審議を賜り、ご可決賜りますようよろしくお願いいたします。以上でございます。

○委員長（谷口重和） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑のある方は挙手願います。稲石委員。

○委員（稲石義一） 教育委員会のやつは部制をとるということで、教育委員会の規則で定めますということになっておるんやけれども、基本的に町長部局のほうを条例で定めておいて、教育長の所管の分については規則で定めるというたら、組織としては整合とれてへんのと違うか。両方ともやっぱり条例で決めたら条例でうたっておかんと、格は一緒なんやから、組織としての。それは今後、十分何らかの方法でやらんと、審議するときに片方は表に出ないということになりますので、それはちょっと違うん違うかなと思っておりますので、その辺はどうなんでしょうね。

○委員長（谷口重和） 山下理事。

○理事兼総務課長（山下康之） ただいま稲石副議長のほうからご質問ございましたように、当然のことながら、今回4部ということで前にも言わせていただいておりますので、基本的には条例の中で定めていくことが基本というようには認識しているところでございますが、今日までそういった部分については、教育委員会部局の中での規則で来ていたという経過がございましたので、今後、今ご指摘ございました点につきましても、十分に検証する中で整備を行っていきたいというふうに思っておりますので、ひとつよろしくお願いいたします。以上でございます。

○委員長（谷口重和） 稲石委員。

○委員（稲石義一） きちっと全体の部分を組織として、それじゃどこの所管にも付託されないということになりますので、きっちりと改めていただきたいなというふうに思います。

それともう一つ、旧の条例の第2条以下、課の事務分掌についてずっと書いておって、その前にいろいろな係の事務分掌については、組織の改めるときにこうこうというのを丁寧なやつを全協で出していただいたんですけれども、一応、課としての事務分掌がどのようになっていくんかというのは、今後は規則委任されるわけです。今までは条例にのっとったと。規則委任されてもいいんですけれども、新しい課もあるんで、今回は、それはここに書いているように、第2条で、旧の総務課ですと4つ、大まかに、細かいところは抜いてこういうことですよ、企画・財政はこういうところですよというふうにやっておったわけで、それを今後、規則に委任する場合でも、付託の審査として、参考資料としてこういうふうになるんですよということも、今までは条例事項でしたのでここで審査しておったわけだから、そういうことも含めて、やっぱり参考資料として提出していただかんとね。新しい課ができたって名前が変わって全く違う性格の課になっておったりするわけで、それがどういう内容のものを所管しておるんかということも参考資料として出していただきたいかったですけれども、その辺はどうなんでしょう。

○委員長（谷口重和） 山下理事。

○理事兼総務課長（山下康之） ただいまの副議長のご質問でございますが、おっしゃるように、確かに今まで条例の中で第2条の中、事務分掌は大きな区分で今までは載せてきたところでございますが、そこらをきれいに、ごまかそうという意味じゃなしに、近隣の町村も見ながら整理もしてきたという経過はあるんですけれども、おっしゃったように、今回はいろんな部門で、全員協議会においてもいろいろとご審議もいただいている経過もあるわけでございますが、規則改正の部分については当然、議会のほうに、今おっしゃったようにいたすべきだということにも認識しておりますので、早急に提出のほうをさせていただきたいと思います。以上でございます。

○委員長（谷口重和） 稲石委員。

○委員（稲石義一） そうですね、当委員会でも全体の姿がどうなのか含めて、総務産業常任委員会だけじゃなくて文教厚生の方にも、やっぱりきちっとこういうことになるんですと、規則を制定してという案ぐらいはきちっと出していただかないとぐあい悪いと思いますので、早急に整理されて出してください。

それと、行政不服審査法に関連で、その関連の条例の整備に関する条例を制定するについてというのが第15号であるんですけども、今の組織のつながり、情報公開条例と個人情報の保護条例の分、所管は部に関連してこういうぐあいになりますよと。総務部のどこどこが所管しますよと、それはそれでええんやけれども、今の部分は、ここに載っている情報公開に関する部分の不服申し立てを審査請求とか、これは第15号のところにあったほうがええんじゃないかと。こいつだけがここにあると、この前の論議やないけれども、てれこになったりするんで、やっぱり一つは一つでまとめて、組織は組織に関連するものは一つの条例にまとめるというのが順当やないかと思うんやけれども、いかがでしょうか。

○委員長（谷口重和） 山下理事。

○理事兼総務課長（山下康之） ただいまの副議長のご質問でございますが、おっしゃるように、確かに行政組織のほうの全部改正は、もうそれだけにしとくほうが当然のことながら、そのようにはもともと考案をしたわけでございますけれども、こちらの条例のほうが先にいわゆる関係条例が出てまいりましたので、第15号のほうでもまた説明は、これ以外に上がってくる条文についてはご説明はしていきたいと思っておりますが、たまたま今回の名称が変更された部分の条例が、これが一つひっかかりましたので、ここで先に条例の改正のほうをお願いしているというような形になったところでございます。以上でございます。

○委員長（谷口重和） 稲石委員。

○委員（稲石義一） 表題が行政組織の改正に伴う関係条例の整備に関するやから、それを変えたことによってどう今までと変わるのやというだけのことやから、こっちのくくりは行政不服審査法の改正に伴って関連する条例を全て整理しましたのですよと。我々にしたら、これ2つ見やならんわけですよ。ここに入っておると思っておって見たら、どこにもあらへんという話になるので、情報公開条例については。こっちへ戻らんさかい、そのときにこの条例見たら、その分だけなかったんかいなという話になるでしょう。それはぐあい悪いわけですよ。まとめてこっちでやっておるんやから、そういうふうにやっぱり法を整備するときに、まとめるときにはまとめ方というのがあから、その辺は今後十分注意してほしいなと。もう出てきておるんやから、整理の仕方についてはやっぱりそういうふうにするべきではないかなと、くくり方の問題としては。これは要望しておきます。以上です。

○委員長（谷口重和） ほかにございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(谷口重和) ほかにないようですので、質疑はこれにて終了し、討論、採決に入りたいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(谷口重和) それでは、直ちに採決に入りたいと思います。原案に賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○委員長(谷口重和) 挙手全員。よって議案第13号、行政組織の改正に伴う関係条例の整備に関する条例を制定するについては、原案どおり可決すべきものと決しました。

議案第14号、宇治田原町行政不服審査会条例を制定するについてを議題といたします。

当局の説明を求めます。副町長。

○副町長(田中雅和) それでは、議案第14号についてご説明を申し上げます。

議案第14号、宇治田原町行政不服審査会条例を制定するにつきましては、行政不服審査法の改正に伴い、不服申し立てを諮問する第三者機関として設置が義務づけられます。宇治田原町行政不服審査会を設置するため、必要な事項を定めるものでございます。

よろしくご審議を賜り、ご可決いただきますようお願い申し上げます。

詳細につきましては、山下理事のほうから説明をさせていただきます。以上でございます。

○委員長(谷口重和) 山下理事。

○理事兼総務課長(山下康之) それでは、議案第14号、宇治田原町行政不服審査会条例を制定するについてご説明を申し上げたいと思います。

今回、行政不服審査法が改正されたことに伴いまして、本町の条例等についても整備をするわけですが、まず宇治田原町行政不服審査会条例を新たに制定いたしたく、ご提案を申し上げておるところでございます。

議案書の第14号の後ろに概要というのを付けさせていただいておりますので、これを見ていただきながらお願いをしていきたいというふうに思います。

新たに行政不服審査会というのを今回設けるために、条例のほうを新たにご提案をお願い申し上げているところでございます。この法律が、今まででしたらいわゆる不服申し立てというのがあったわけですが、それを今度は審査会を設置して必要な事項を規定するというところで、地図を見ていただいたら非常にありがたいと思います。

今申し上げましたように、この法の改正により設置が義務づけられました不服申し立て諮問する第三者機関としての行政不服審査会の設置をお願いしているということで、概要のほうはここに上げさせていただいておりますが、図面を見ていただきまして、現状と、それから今回お願いしております改正後のほうを見ていただいたら非常にありがたいと思いますが、審理員による審査の手續、第三者機関への諮問の手續の導入がされたということでございまして、今まででしたら、そういった審査の不服を申し立てする審査請求人がおりました、それを要は審査庁、これは町長ですけれども、審理を行う者の規定はなかったと。いわゆる審査申し出があったときに、その担当のほう、状況を聞いたりいろんな説明を受けたりして、それを内部で町長のほうに伺いを立てて、それを採決して町の考え方を審査請求された住民の方等へ、そういった申し出に対するお答えといたしましてやってきたというのが今日までのやり方でございます。

それを改正後はどうなるかというように申し上げましたら、同じように審査請求人、これ住民の方がおられて、審理員というのを新たに設けると。処分に関与していない町長部局の職員ということで、いわゆる不服等の申し立てがあったときに、今まででしたら担当した課が受けて話を聞いたというような状況でしたけれども、簡単に申し上げたら、今まで本町においてはこういった事例はなかったところでございますが、内部でもみくちゃになってそのまま本人へ返したというのが、それでは法的にだめだということで、そういう対象となる事件に関与していない町長部局の職員ということで、それが審理員となって受けて、当然それに補助員をつけて対応するということですので、例えば今回お願いしています部制を、4部ができましたら、例えばどこかの部のところで何かがあれば、違う部局、基本的には、今回お願いをしてご可決賜りましたら、総務部長が審理員となって自分の課の下に課長を補助員としてその話を聞いていくと、こういうようになるわけでございますが、総務部の中に何か不服申し立てがあれば、また違う部局のほうの、例えば健康福祉部の部長が審理員となって聞く。そういう不服の申し立てがどんな事案が出てくるかというのがわからないのでございますが、そういうふうにかかわってない者がまず聞かせていただくと。

その後、いわゆる審査庁ということで町長のほうから第三者機関へ諮問をするという、この第三者機関が今回ここでお願いをいたしております行政不服審査会と。これを新たに設置いたしまして、そこで諮問をさせていただいて、その答申を受けて、そして審査請求人のほうに返していくと、こういうような流れが法律的に今回改正されたということが大前提の状況でございます。

そうした中で、今ここにもありますように、そういう不服申し立て手続を審査請求に一元化、それとまた審査請求期間を60日から3カ月に延長するということ、それと、この条例の中に新たにうたわせていただいておりますけれども、例えば組織としては審査会は委員3人をもって組織するというので、法律では3人以上というようになっておまして、特に採決等があった場合は、いろいろ問題が起こるので、奇数の人数で委員をお願いしていくことが望ましいと、こういうつけ加えもあるわけですが、そういった中で、委員さんというのは、弁護士の先生か、あるいは税理士とか、そういったような方がそういう行政不服の審査会の委員として、内容的にはそういった事案について審査をしていただくと。

こういうことが新しくできるということになったために、本町においても、行政不服の審査会の条例というのを新たに今回ご提案をさせていただいているということでおまして、平成28年4月1日から施行ということになっております。

長年、私も町のほうでいろいろとお世話になってまいりましたけれども、今までからこういった町行政に対する不服の申し立てというのはなかったところがございます。以上でございます。

○委員長（谷口重和） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑のある方は挙手願います。稲石委員。

○委員（稲石義一） 今、行政手続条例、本町の条例をちょっと見たいところがあるので時間をいただきたいんですけども、その前に、今のこの部分で質問しておきます。

これ3人をもって組織するということですが、3人やと第7条のところに、議事は会長がされるんでしょうけれども、そうしたらあと2人で審議されて、過半数で結審ということですので、1対1に分かれたら議長が決すると。これ3人以上をもってするんやけれども、3人で専門的な方ですから、きちっとされるんやと思いますけれども、受け持ちの法律的な専門的なことになるので、弁護士さん等がええんかなと思ったり、行政経験者でええと思ったりするんやけれども、先ほどおっしゃった税理士とか、その辺は余りなじまへんのかなと思ったりしますけれども、こういった方々をここに委嘱しようと考えられているのか、まず聞いておきたいと思います。

○委員長（谷口重和） 山下理事。

○理事兼総務課長（山下康之） ただいまの副議長のご質問でございますが、今もおっしゃったように、やっぱり専門的な知識を有するというので、いろいろと総務省のほうから出してあります状況を見ても、やはり一番は弁護士がいいだろうと。その弁

護士の中でも顧問弁護士がおりますけれども、これは絶対だめですと。中で隠蔽することはやはり問題だということでこういう制度ができましたので、そういった顧問弁護士はだめですよというようにはなっているところでございまして、弁護士の方か、あるいはまた今、副議長からご提案ありましたように、今までからの行政の経験者、これも委員としてなっただくのも問題ないというふうな状況も出ている状況でございまして、本町でも弁護士の先生にいろんな部分でお願いしている経過もありますので、まだ、これからそういった点については十分に詰めるにいたしましても、例えば個人情報の保護審査会の中に弁護士の先生も入っていただいておりますので、そういう先生にお願いしていくのも一つの方法かなというふうに今現在思っているところでございます。以上でございます。

○委員長（谷口重和） 稲石委員。

○委員（稲石義一） これは、それぞれの、次に出てくるいろんな、先ほどの情報公開とかいろんなところがあって、そこで提出された部分について審査請求ができるということになって、そこにそれぞれが持つておられるところの部分の審査会がありますね。そこで審議されるという内容ですわね。そしたら、この先生方3人の方々は、そこと重なったりするとぐあい悪いかなと思ったりするわけです。そこで決定されたことと、これはまた違うところの案件なんだというふうに思いますけれども、そうしますと、人材としてかなり選ぶのが難しいなと思ったりするんやけれども。

この場合は、委員の任期はその委嘱の日からですので、委嘱するのは不服審査の分があったときに初めて審査会を設置してやるということですので、前もってこしらえておくということじゃないということですね。それはそれでいいんですね。聞いているんですけれども。

○委員長（谷口重和） 山下理事。

○理事兼総務課長（山下康之） ただいま副議長のほうから質問あった件でございますが、当然不服の申し立てが、そういった審査請求があってから設置すればいいかというようには考えておりますけれども、期間が60日から90日、3カ月という要件もございまして、いろいろと日程的なことはありますけれども、総務省から出されているQ&Aを見ていると、ある程度どういった方をお願いしようというぐらいはやっぱり整理しておくほうがいいだろうというようなことも出ておるわけでございまして、基本的に考えておりますのは、今おっしゃったように審査請求があってから設置させていただいたら非常にいいかなというふうに思っておりますけれども、急にすぐというのとはなか

なかあれですので、早い段階でいろいろとご相談申し上げながら整理もしていきたいというふうに思っておりますので、よろしくお願いします。

○委員長（谷口重和） 稲石委員。

○委員（稲石義一） もう一つよくわからぬので、事前に審査会を設置するというようなこともならへんやろうし、そして終わったらもうそれでこの審査会は解散するという意味やというふうに思うんで、任期とかそんなんはあらへんわね、これ。委嘱して、事案が発生したら審査会を設置して、それが終了したらそれでその人の任務は終わりですよということになるのかなと思うんで、任期も何も書いていないですね、これに。

今ちょうど行政手続条例が来ましたので。そうしたら、それぞれ行政情報の不服審査を、今度、審査請求をされたらそっちの審議会で行われますと。行政手続条例の中に、今は新たに行政不服審査会条例というのを制定されたと。これは手続条例との関係でいえば、その手続の中でそういうなものが決定して、行政手続を決定したときに不服の審査のことも書いていますね。これ条項がありますね。そういったときに、ここでやりますよということやったら、この設置の部分をここに入れるということにはならなかったんですか、それは。

○委員長（谷口重和） 山下理事。

○理事兼総務課長（山下康之） ただいまの副議長のご質問でございますが、確かに条例がございますので、その中にはめ込んでいくというのも一つの考え方としては、方向的には問題ないというようには認識しているところでございますが、新たにそういう改正行政不服審査法が改正された中で、行政不服の審査会条例を設置していけというような整備に関する法律等も出ている中で、今回新たに審査会というのを別途の機関として、今、副議長おっしゃったように、案件のあるところがダブることは今まではよかったですけれども、今度は違う機関に行かんなん。だから、弁護士の先生も、さっきおっしゃったように、案件のダブっておられる方やったら別の人をお願いしていかんなんということで、状況が今までとは一変して、全く町の中で何もかも別の機関を設けよとかいうことの方針もありましたので、別途、新しい設置の審査会条例を今回お願いしてきたと、こういうことでお願いしたいと。

○委員長（谷口重和） 稲石委員。

○委員（稲石義一） 一番根幹のこと聞くんやけれども、行政手続法というのが今改正になったんですね。もともと行政手続法、それが改正になって、今、不服申し立てが審査請求とか、先ほど言われた審理員があつて第三者機関にというふうに手続が変わりまし

たと。もともと自治体が条例に基づいていろんな手数料を決めたり何ややっていますやん。そういうようなものについて、公の施設を使わしたりどうしますか、不許可ですよとか、そういった行政処分に対しては行政手続法そのものは及ばないことになっておったので、それは自治体が独自でやっておったわけですね。その手続法そのものは、法律に基づいたものの整理の仕方として手続法があったんで、条例に基づく分についての行政処分やらには対応できへんようになっておったんですよね。そうやさかいにいうて、行政手続条例をつくってそれぞれ個別に対応しておったんです。法に基づいた分は、いろんな法律の生活保護法やとかいろんなものに基づいたものは、今の法律でやっておった。

問題なのは、町条例でやっているやつの行政処分とか行政指導についてどうするかということ、今、行政手続条例でやっておったわけです。それが、やはり法が変わったら、それと同じような形でやりましょうということで条例を改正しようとしているんですね。それも新たに、今言うたような審査会をつくってやりましょうと。それで、それぞれ行政情報とか個人情報の部分も審査会で同じようなやり方をしていきましょと、行政手続法の部分にのっかってと、こういうことですね。

そうしたら、先ほど言いましたように、条例でやっている行政処分について、不服申し立てやらするときには行政手続条例に基づいてやっていくんやから、この条例の中に審査会というものが入っていくべきじゃないかなと私は思ったりするんやけれども、その辺の整理の仕方として、もともとの行政手続条例というのがあるんやから、その不服申し立てとかいうものを今回審査に書いてはるわけです。そこであった分はどこどこに諮問しますよと、今の話やね。そうしたら、審査会に諮問しますよということではあかんのかなと。条例のこの中に入れ込んだらあかんかなと、そういう手続のことについて。というふうに思ったりするんやけれども、その辺は分けてやりましょうということで全ての自治体になっているのか。これは、行政手続法の第46条に基づいて、こっちの部分になぶりなさいということになっておるんやけれども、単独の分については、条例に基づく行政処分についてはそういうぐあいにしましょということになっておるんやから、その辺の運用の仕方としてはどういう見解を持ってはったんかなと。

○委員長（谷口重和） 山下理事。

○理事兼総務課長（山下康之） ただいまの稲石副議長のご質問でございますが、確かにそういう部分も考えられるというようなところもあるわけなんですけれども、ちょっと例規上の整理も含めて専門的なところと、いろいろとお知恵をかしていただきまして、

出てきたのがこういう方法なんですけれども、今おっしゃったことは、確かに今までの状況から、町が決めていたことから、国の法律が改正になったんだから当然のことながら、この条文に入れ込むことも基本的な部分ではないかということでございますけれども、新しくそういう審査会が設けられるということを受けて、本町でも別途条例の中で設置をして対応していきたいということで、今回別の条例として審査会条例というのを提案をお願いしているというようなところでございます。以上でございます。

○委員長（谷口重和） 稲石委員。

○委員（稲石義一） もう一つ、審査請求期間を60日から3カ月に延長などというのは、今までの手続の部分は行政手続条例のところも、ほかの今度第15号でやるやつの関係も含めて、行政手続法にのっかって変更していくということになるんで、その条文を引用するんで、60日、2カ月で請求できますというやつが90日になっておるわけで、そして、また別の部分も30日とかいろんなものが出てきておるんで、その辺は全部法に準拠する形でやりましょうということになるんで、その辺のフロー図も含めて、やっぱりきちっとこういう資料の中に当局がわかりやすく書いて、こういうふうに変わっていきますよと。法に基づいた部分は行政手続法にのっかってやるんやけれども、うちの条例に基づいた部分は全部行政手続条例に基づいてやるんですよと。それ以外は、先ほどあったみたいないろんな個別の部分を改正されようとしているんで、それも準拠するんですよと。こういう意味ですよ。

（「そうでございます」と呼ぶ者あり）

○委員（稲石義一） そうですね。

だから、そういう資料にきちっとしていただくのと。

ならば、それぞれのところの情報公開の部分とか個人情報保護条例の審査会とかというところは、3人で審査されているのか。今は5人でやっておられるんかとかとあるでしょう。それぞれのところの審査会なんかも全部なぶっておられるんやから、そこに委員さんが審査請求として何人の方がいらっしゃるんですか。3人やったら今の3人でもええんやけれども、5人やったら、そちらのほうの部分が5人で審査されるのに、ここが3人やいうのは不整合やと私は思っておるんですよ。

ですから、その辺はやっぱりきっちり、ここに3人をもって組織すると書いてはるから、多分それは整合を持たさしたためにそういうところが、条項がえの審査会、これは何人で組織してはるのか。今、担当はどこやな、これは。何人ですか、それは。

○委員長（谷口重和） 奥谷課長。

○企画・財政課企画課長（奥谷 明） 弁護士の先生の方々を含めて4名の委員がいらっ
しゃいます。

○委員長（谷口重和） 稲石委員。

○委員（稲石義一） これを出してきてはるさかいにあれやけれども、本当はやっぱりそ
ういうところもあわせて、今回改正されている行政手続条例の改正に伴っていろんな部
分をなぶってはるのやから、そこの人数も結構あわせながらやっていかんと、不服申し
立て、今回は審査請求になっていますという文言に変えはったけれども、そういう行政
処分に対して不服を言わはって、きちっとしてくださいよと、取り消してくださいよと
かいう請求があったときに、審査していただく先生方についてはやっぱり同じ組織の人
数やらでやっておかんとあかんのかなと思いますので、その辺はまた後々整理しておい
てもらったらいいですけども。この程度でやめておきます。

○委員長（谷口重和） ほかにございせんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（谷口重和） ほかにないようですので、質疑はこれにて終了し、討論、採決に
入りたいと思います。

議案第14号、宇治田原町行政不服審査会条例を制定するについての討論を行います。
討論ございせんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（谷口重和） 討論なしと認めます。

直ちに採決に入りたいと思います。原案に賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○委員長（谷口重和） 挙手全員。よって議案第14号、宇治田原町行政不服審査会条例
を制定するについては、原案どおり可決すべきものと決しました。

議案第15号、行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例を制定する
についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。副町長。

○副町長（田中雅和） それでは、議案第15号について説明を申し上げます。

議案第15号、行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例を制定する
につきましても、行政不服審査法の改正に伴い、不服審査に係る手続を規定するため、
必要な関係条例を整備するものでございます。

よろしくご審議賜り、ご可決いただきますようお願い申し上げます。

詳細につきましては、山下理事から説明を申し上げます。

○委員長（谷口重和） 山下理事。

○理事兼総務課長（山下康之） それでは、議案第15号、行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例を制定するについてご説明申し上げたいと思います。

議案第15号の議案書の後ろに、行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の概要というのを資料としてつけさせていただいておりますので、それを見ていただきながらお願いをしていきたいというように思います。

先ほどからもいろいろとご審議を賜っております行政不服審査法の法改正によりまして、本町の今現在ございます条例の所要の改正を行うものでございます。

特にこの改正の概要は、先ほどからもいろいろとご指摘等もいただいているわけですが、審理員による審理手続、第三者機関への諮問手続の導入、それと不服申し立ての手続を審査請求に一元化ということで、今までは言葉としては不服申し立てという言葉を使っておりましたが、それを審査請求という言葉に置きかえて、それを一元化の整備を今回行いたいと。

それと、先ほどからも副町長のほうからもいろいろございました審査請求期間を60日ということで今までやっておりましたのを3カ月に延長するというご提案をしているところでございまして、その行政不服審査法のこういった法律の改正に伴います本町の関係する条例が①から⑩までございまして、宇治田原町の情報公開条例、それと宇治田原町個人情報の保護条例、それと宇治田原町の行政手続条例、それと固定資産評価審査委員会条例、それと宇治田原町手数料徴収条例、それと宇治田原町情報公開・個人情報保護審査会条例、それと宇治田原町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例、それと宇治田原町消防団員等公務災害補償条例、それと宇治田原町職員の給与に関する条例、それと宇治田原町税条例ということで、異議申し立てを削除する等の文言の整理と、先ほどからいわゆる審理員の手続の除外、あるいはまた不服申し立てを審査請求のほうに一元化を図りたく、今あります10条例を、この行政不服審査法の施行に伴いまして、文言の整理も行いながら整備を今回させていただきまして進めていきたいというように考えておりますので、ひとつご可決賜りますようよろしくお願い申し上げます、説明のほうを終わらせていただきます。以上でございます。

○委員長（谷口重和） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑のある方は挙手願います。質疑ありませんか。稲石委員。

○委員（稲石義一） 今の行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の資料なんですけれども、これの①から⑩というふうにありましたけれども、これそれぞれの条文のところに全部きちっと出てきておるのかな。例えば税条例とか、⑨番目とか⑩番目というのは、それはどこを見たらいいんですか。ちょっと教えてください。

○委員長（谷口重和） 山下理事。

○理事兼総務課長（山下康之） ただいまの副議長のご質問でございますが、ちょっと私の説明不足もございまして大変申しわけないところでございますが、特に⑥から⑦、⑧、⑨、⑩については、また議案の第何号というところでご提案を申し上げますので、また後ほどよろしくお願ひしたいと思います。

（「どこで」と呼ぶ者あり）

○理事兼総務課長（山下康之） 副議長おっしゃったように、今おっしゃった、例えば宇治田原町税条例の関係とか、この次の議案第24号のところに出てまいりますので。

○委員長（谷口重和） 稲石委員。

○委員（稲石義一） そうしたら、⑥番から⑦番は、先ほど僕言うたみたいに、組織のところで⑥番目はありますよということ言うてんねんな。⑦番は人事行政の部分のところで出てきよるし、消防団の公務災害は、今度これからやるやつやし、給与の分は、この前の補正予算でやったやつ、税条例はこれから出てきよるやつの中にそれぞれのところに入っておってこの中にはないと、こういう意味でええねんね。今の条例の中にはないんで、これそういう意味でいいんですね。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○委員（稲石義一） だから、⑥番目以降は別条例のところに出てきますよということやさかい、これ資料のつくり方が悪いな。

（「見にくいのでえらい申しわけございません」と呼ぶ者あり）

○委員（稲石義一） わかりました。

先ほど言うたやつがそれぞれのところにいよると。これまた出てきよったんかなと思って、違う条文で出てきよったんかなと思ひましたので、今の説明聞いておったら。わかりました。

○委員長（谷口重和） ほかにございせんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（谷口重和） ほかにないようですので、質疑はこれにて終了し、討論、採決に入りたいと思ひます。これにご異議ございせんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(谷口重和) 異議なしと認めます。

議案第15号、行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例を制定する
についての討論を行います。

直ちに討論に入ります。討論ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(谷口重和) 討論なしと認めます。

直ちに採決に入りたいと思います。原案に賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○委員長(谷口重和) 挙手全員。よって議案第15号、行政不服審査法の施行に伴う関係
条例の整備に関する条例を制定するについては、原案どおり可決すべきものと決しま
した。

議案第18号、宇治田原町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正
する条例を制定するについてを議題といたします。

当局の説明を求めます。副町長。

○副町長(田中雅和) それでは、議案第18号について説明を申し上げます。

議案第18号、宇治田原町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正
する条例を制定するにつきましては、地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改
正する法律が平成28年4月1日から施行されることに伴い、人事行政の運営等の状況
の公表事項について追加等を行うものでございます。

主な改正内容は、人事評価の状況、休業に関する状況、退職管理の状況を追加するも
のでございます。よろしくご審議賜り、ご可決いただきますようお願い申し上げます。

詳細につきましては、山下理事から説明を申し上げます。

○委員長(谷口重和) 山下理事。

○理事兼総務課長(山下康之) それでは、議案第18号、宇治田原町人事行政の運営等
の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例を制定するについてご説明申し上げた
いというように思います。

ただいま副町長のほうからご説明もありましたように、今回、地方公務員法及び地方
独立行政法人法の一部を改正する法律が平成28年4月1日から施行されるために、人
事行政の運営等の状況の公表事項について追加を行うものでございまして、それとあわ
せまして、先ほど来ご指摘も賜っております行政不服審査法の所要の改正もお願いして

いるところでございます。

人事行政の運営等の状況の公表事項に今までから宇治田原町の職員の人事行政の運営などの状況を公表しますということで、今日まで町のホームページにおいて公表してまいったところでございますが、その中に、議案書のほうにもございますように、職員の人事評価の状況、それと職員の休業に関する状況、順番はあれですけども、職員の退職管理の状況を新たに追加するものでございます。それとあわせまして、行政不服審査法の施行に伴う所要の改正をお願いするものでございます。

以上、ご審議賜り、ご可決賜りますようによろしく申し上げます。以上でございます。

○委員長（谷口重和） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑のある方は挙手を願います。ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（谷口重和） ないようですので、質疑はこれにて終了し、討論、採決に入りたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（谷口重和） 議案第18号、宇治田原町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例を制定するについての討論を行います。

直ちに討論に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（谷口重和） 討論なしと認めます。

直ちに採決に入りたいと思います。原案に賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○委員長（谷口重和） 挙手全員。よって議案第18号、宇治田原町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例を制定するについては、原案どおり可決すべきものと決しました。

議案第19号、職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び宇治田原町職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例を制定するについてを議題といたします。

当局の説明を求めます。副町長。

○副町長（田中雅和） それでは、議案第19号についてご説明を申し上げます。

議案第19号、職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び宇治田原町職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例を制定するにつきましては、地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律が平成28年4月1日から施行されることに伴い、所

要の改正を行うものでございます。

よろしくご審議賜り、ご可決いただきますようお願い申し上げます。

詳細につきましては、山下理事から説明申し上げます。

○委員長（谷口重和） 山下理事。

○理事兼総務課長（山下康之） それでは、議案第19号、職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び宇治田原町職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例を制定するについてご説明申し上げたいというように思います。

これは、ただいまご説明させていただきましたように、地方公務員法及び地方独立法人法の一部改正に伴いまして、本条例を改正するものでございまして、地方公務員法の法律の中に第24条で、これは給与、勤務時間、その他の勤務条件の抜本基準というのがこの中にありまして、第24条の第1項では、地方公務員法でございしますが、職員の給与はその職務と責任に応ずるものでなければならないと、これが第1項でうたっておりまして、第2項に、今申し上げました前項の規定の趣旨は、できるだけ速やかに達成されなければならないと、こういうようになっていた条文が地方公務員法の中で、今申し上げました第2項が削られましたので、今まで地方公務員法第24条が1項から6項までであった、6項が5項にかわるということで、今回地方公務員法の改正に伴いまして本条例の改正をお願いしているものでございますので、ひとつよろしく願いいたします。以上でございます。

○委員長（谷口重和） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑のある方は挙手願います。ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（谷口重和） ないようですので、質疑はこれにて終了し、討論、採決に入りたいと思います。

直ちに討論に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（谷口重和） 討論なしと認めます。

直ちに採決に入ります。原案に賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○委員長（谷口重和） 挙手全員。よって議案第19号、職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び宇治田原町職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例を制定するについては、原案どおり可決すべきものと決しました。

議案第20号、宇治田原町議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例を制定するについてを議題といたします。

当局の説明を求めます。副町長。

○副町長（田中雅和） それでは、議案第20号についてご説明を申し上げます。

議案第20号、宇治田原町議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例を制定するにつきましては、地方公務員災害補償法施行令の一部改正に伴い、年金等の補償のうち傷病補償年金と同一の事由により厚生年金保険法による障害厚生年金等が請求される場合の法整備、及び地方公務員災害補償法による休業補償と同一の事由により厚生年金保険法による障害厚生年金等が請求される場合の調整率を0.86から0.88に改正するものでございます。

よろしくご審議賜り、ご可決いただきますようお願い申し上げます。

詳細につきましては、山下理事から説明を申し上げます。

○委員長（谷口重和） 山下理事。

○理事兼総務課長（山下康之） それでは、議案第20号、宇治田原町議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例を制定するについてご説明申し上げたいというように思います。

今、副町長のほうからご説明させていただきましたように、今回、地方公務員災害補償法の施行令の一部改正に伴いまして、本条例を改正するものでございます。

特に改正内容につきましては、今ご説明いただきましたように、地方公務員災害補償法施行令の一部改正に伴いまして、調整率を0.86から0.88に改正するものでございまして、その一つは、年金たる補償のうち、傷病補償年金と同一の事由によって厚生年金保険法による障害厚生年金等が請求される場合の調整率、それともう一つは、地方公務員災害補償法による休業補償と同一の事由により厚生年金保険法による障害厚生年金等がこれも請求される場合の調整率ということで、今申し上げました2つの調整率を0.86から0.88に改正いたすものでございまして、適用については平成28年4月1日からということになっております。

以上、よろしくご審議賜り、ご可決賜りますようによろしくお願いいたします。以上でございます。

○委員長（谷口重和） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑のある方は挙手を願います。ありませんか。ほかにございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(谷口重和) ないようですので、質疑はこれにて終了し、討論、採決に入りたいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(谷口重和) 直ちに討論に入ります。討論ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(谷口重和) 討論なしと認めます。

直ちに採決に入りたいと思います。原案に賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○委員長(谷口重和) 挙手全員。よって議案第20号、宇治田原町議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例を制定するについては、原案どおり可決すべきものと決しました。

議案第21号、宇治田原町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例を制定するについてを議題といたします。

当局の説明を求めます。副町長。

○副町長(田中雅和) それでは、議案第21号について説明します。

議案第21号、宇治田原町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例を制定するにつきましては、議案第20号と同様に、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部改正に伴い、傷病補償年金並びに休業補償の調整率についてそれぞれ改正するとともに、行政不服審査法の改正に伴い、所要の改正を行うものでございます。

よろしくご審議賜り、ご可決いただきますようお願い申し上げます。

詳細につきましては、山下理事から説明を申し上げます。

○委員長(谷口重和) 山下理事。

○理事兼総務課長(山下康之) それでは、議案第21号、宇治田原町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例を制定するについてご説明申し上げたいというように思います。

これも先ほどと同じように、一つは、行政不服審査法及び非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める、これが政令が改正されたことに伴いまして本条例を改正するものでございます。

一つには、先ほどありましたように異議申し立てを審査請求に変える文言の整理、こ

れが行政不服審査法の改正でございます。

それともう一つは、厚生年金保険法による障害厚生年金等が支給される場合の傷病補償年金、休業補償の額に乗じる調整率、これの改正をお願いするものでございまして、先ほども議案第20号でも説明させていただきましたけれども、傷病補償年金の場合は、現行の0.86を0.88、それと消防団員等公務災害の場合は、傷病補償年金の中、特殊公務災害の場合に限り、第1級の傷病等級が0.90と変更になっておりますのを0.91、それと第2級の傷病等の級が0.90を0.92、それと第1級、第2級以外の傷病等級の場合、0.91を0.92と、休業補償の場合については、先ほどと同じように0.86を0.88ということ、今回そういった法改正に伴いまして本条例の改正をお願いするものでございまして、適用関係では平成28年4月1日からということをお願いをしていきたいというように考えております。

以上で説明のほうを終わらせていただきます。以上でございます。

○委員長（谷口重和） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑のある方は挙手を願います。ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（谷口重和） ないようですので、質疑はこれにて終了し、討論、採決に入りたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（谷口重和） 直ちに討論に入ります。討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（谷口重和） 討論なしと認めます。

直ちに採決に入りたいと思います。原案に賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○委員長（谷口重和） 挙手全員。よって議案第21号、宇治田原町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例を制定するについては、原案どおり可決すべきものと決しました。

議案第24号、宇治田原町税条例の一部を改正する条例を制定するについてを議題といたします。

当局の説明を求めます。副町長。

○副町長（田中雅和） それでは、議案第24号です。

議案第24号、宇治田原町税条例の一部を改正する条例を制定するにつきましては、

地方税分野における個人番号利用手続の一部見直しがあったこと、また行政不服審査法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律及び同法第40条により改正された地方税法の一部改正が平成28年4月1日に施行されることに伴い、本条例の所要の改正を行うものでございます。

よろしくご審議賜り、ご可決いただきますようお願い申し上げます。

詳細につきましては、馬場会計管理者から説明を申し上げます。

○委員長（谷口重和） 馬場会計管理者。

○会計管理者兼税務・会計課長（馬場 浩） それでは、宇治田原町税条例の一部を改正する条例を制定するについてご説明をさせていただきます。

お配りをいたしております1枚物の宇治田原町税条例の一部を改正する条例、概要、こちらに沿ってご説明をさせていただきたいと存じます。

まず1つ目は、先ほど来出ております行政不服審査法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律及び同法第40条により地方税法の一部が改正されることにより、所要の規定整備を行うものでございます。

具体的な内容は、先ほど来出ておりますけれども、第18条の2（災害等による制限の延長）において「不服申立て」の文言を「審査請求」に一元化するものでございます。

施行期日は平成28年4月1日でございます。

2つ目は、地方税分野における個人番号利用手続の一部見直しに係る所要の規定整備でございます。

具体的な改正内容は、第51条（町民税の減免）、第131条の3（特別土地保有税の減免）において、申請書の記載事項から「個人番号」を削除するものでございます。

本件につきましては、同条において申請書の記載事項に個人番号、法人番号を記載する内容の町税条例の一部改正を12月議会におきましてご可決いただいたところでございますが、そのうち第51条（町民税の減免）、第131条の3（特別土地保有税の減免）において、申請書の記載事項から個人番号を削除することを内容といたします個人番号利用手続の一部見直しについての通知が総務省自治税務局長から発信されたことによりまして、今回、所要の規定整備を行うものでございます。

施行日は公布の日からでございます。

以上、よろしくご審議賜り、ご可決いただきますようお願い申し上げます。

○委員長（谷口重和） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑のある方は挙手を願います。ほかにございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(谷口重和) ないようですので、質疑はこれにて終了し、討論、採決に入りたいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(谷口重和) 直ちに討論に入ります。討論ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(谷口重和) 討論なしと認めます。

直ちに採決に入りたいと思います。原案に賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○委員長(谷口重和) 挙手全員。よって議案第24号、宇治田原町税条例の一部を改正する条例を制定するについては、原案どおり可決すべきものと決しました。

議案第29号、宇治田原町ともに創るまちづくり推進条例を廃止する条例を制定するについてを議題といたします。

当局の説明を求めます。副町長。

○副町長(田中雅和) それでは、議案第29号についてご説明を申し上げます。

議案第29号、宇治田原町ともに創るまちづくり推進条例を廃止する条例を制定するにつきましては、現第4次まちづくり総合計画の期間のおおむね中間年となる平成22年に制定しました宇治田原町ともに創るまちづくり推進条例については、第4次まちづくり総合計画の推進姿勢や理念をあらわしたものですが、今般の第5次まちづくり総合計画の策定に当たっては、地方創生など新たな時代背景にあって、町が地域課題に対して責任を持ち主体的に公的な活動を行うことを前提としつつ、地域での自主的なつながりと活動を尊重し、また協力して対応していくパートナーシップの構築といった考え方を基本構想・基本計画に位置づけるとともに、議案第16号にて提案されておりますまちづくり総合計画推進条例の中にその理念等をうたうこととしたため、当該条例の制定と第5次まちづくり総合計画の開始に合わせて本条例を廃止するものでございます。

よろしくご審議賜り、ご可決いただきますようお願い申し上げます。

詳細につきましては、奥谷課長のほうから説明申し上げます。

○委員長(谷口重和) 奥谷課長。

○企画・財政課企画課長(奥谷 明) 引き続きまして、私のほうから議案第29号、宇治田原町ともに創るまちづくり推進条例を廃止する条例を制定するについてご説明を申し上げたいと存じます。

ただいま副町長申し上げましたように、現宇治田原町ともに創るまちづくり推進条例は、第4次まちづくり総合計画の推進姿勢や理念をあらわしたものであるという位置づけをいたしております。こうした中、ただいま議案第32号でご提案申し上げます第5次まちづくり総合計画、これは平成28年度以降のまちづくりの基本的な指針となるものでございますが、新たな時代にありまして、新たな地域課題に対して町が責任を持って住民さんと協力してパートナーシップを構築していこうというような考え方を今回の第5次総合計画に位置づけておるところでございます。今回、あわせて議案第16号でご提案申し上げますこういう総合計画の位置づけを明らかにし、またその理念等の中に入れましたまちづくり総合計画推進条例を新たに制定させていただくことで現在ご提案申し上げます。したがって、この新たなまちづくり総合計画推進条例の制定と第5次まちづくり総合計画の開始に合わせまして、この条例を廃止させていただこうとするものでございます。

なお、参考にも書いてございますように、10ページにございますが、もともとこの条例を具現化する組織といたしまして、ともに創るまちづくり推進協議会、これの設置要綱もございましたけれども、あわせてこれも廃止させていただくものでございます。以上でございます。

○委員長（谷口重和） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑のある方は挙手願います。ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（谷口重和） ないようですので、質疑はこれにて終了し、討論、採決に入りたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（谷口重和） 直ちに討論に入ります。討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（谷口重和） 討論なしと認めます。

直ちに採決に入りたいと思います。原案に賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○委員長（谷口重和） 挙手全員。よって議案第29号、宇治田原町ともに創るまちづくり推進条例を廃止する条例を制定するについては、原案どおり可決すべきものと決しました。

以上で、ただいま出席の所管課分に係ります付託議案審査を終了いたします。

日程第2、第4四半期の事業執行状況について（変更）を議題といたします。

総務課所管について当局の説明を求めます。山下理事。

○理事兼総務課長（山下康之） それでは、事業の執行状況ということで、平成27年度第4四半期分ということで、総務課について説明申し上げたいと思います。

ページめくっていただきまして、2枚目のところ、赤で入れさせていただいておるところが前回のご報告をさせていただいたところで大きく変わっているところでございます。

11番の組織能力向上プログラムの構築事業ということで、今年度取り組んでまいりまして、2月3日に評価の適正化会議を実施させていただきまして、3月2日に人材育成のプロジェクト会議をさせていただきましたが、日程のほうを入れさせていただいております。

それから、12番でございますが、災害時応援協定ということで、この3月24日、福祉避難所の設置の協定の締結を予定いたしておりまして、今日までは福祉避難所というように指定しておりましたのが宇治田原町の保健センターとやすらぎ荘と2カ所でございますけれども、国のほうからも校区に1つはやっぱり必要だというようなことを受けまして、今回、福祉避難所の設置運営に関する協定の締結ということで、サンビレッジ宇治田原・長楽会、それとグループホーム「くるみの家」むく福祉会、この両者とも今回ご理解を賜りまして、3月24日に福祉避難所としての設置運営に関する協定を締結したく考えておりますので、追記のほうをさせていただいております。

また、近畿の西日本のエリアのこちらについても、現在継続して研究をしているところでございます。

また、前にもご報告申し上げましたが、お隣の甲賀市さんにおいては、何とか今年度に締結ができるようにということで進めてまいっているところでございますが、甲賀市さんの市長さんのほうもご理解は既に賜っておりまして、あとは事務事業の段階の詰めをしておりますので早急に締結ができるというふうにも考えており、日程等が決まりましたら、また議会のほうにもご報告を申し上げていきたいというふうに思っております。

それから、3枚目のところで、14番の総合教育会議のほう、これについてはいろいろと議員各位からもご指摘を賜り、今年度総合教育会議を開催いたしまして、ちょうど3月22日に第5回目の総合教育会議を開催いたしまして、そこで大綱のほうが多まりましたら、また議会のほうにご報告を申し上げていきたいというふうにも思います。

また、総合教育会議の中では、教育の大綱だけやなしに、小中一貫教育についても議

論等を重ねていくということのほうもあわせてご報告を申し上げたいと思います。以上でございます。

○委員長（谷口重和） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑のある方は挙手を願います。ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（谷口重和） ほかにないようですので、これにて第4四半期の事業執行状況について（変更）を終了いたします。

次に、日程第3、各課所管事項報告を議題といたします。

企画・財政課所管の平成27年度公共事業等の施行状況について当局の説明を求めます。小西理事。

○理事兼企画・財政課財政課長（小西基成） それでは、お手元の平成27年度公共事業等の執行状況につきましてご報告申し上げます。

前回、閉会中の委員会、1月20日にご報告申し上げました以降の変更点でございますけれども、昨年同期値のところの府内市町村の数字が、第3四半期分のほうが入ってまいりましたので、この分を追加させていただいております。数字で申し上げますと、平成27年度の府内市町村の平均契約済み額が70.4%、それから支出済み額が32.4%という形で、今回ご報告部分を追加させていただいております。

あわせまして、裏面のほうの進捗状況も、この二月弱の進捗状況を反映しておりますが、数字的な部分は変更ございません。

事業の進捗状況につきまして、若干進捗を申し上げておりますが、山手線につきましては賠償交渉中と、それから公共下水道の管渠整備、これは既にご提案申し上げますように減額補正の予定をいたしております。

それから立川浄水場につきましても、新水源ですけれども、これにつきましても繰り越しを別途お願いしているということで予定としております。

それから、町道新設改良につきましては、今年度予定をしております区要望の工事につきましても、今年度分については全て発注済み、5の4につきましても繰り越し予定で、これも別途上程させていただいております。

それから、河川改修工事につきましても、今年度予定分は既に発注済みでございますが、若干の変更増がございますが、それを除いて減額変更予定です。

ということで、前回からの進捗報告につきましてご報告申し上げます。以上です。

○委員長（谷口重和） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑のある方は挙手を願います。ほかにございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(谷口重和) ないようですので、これにて各課所管事項報告を終了いたします。

日程第4、その他について何かございませんか。ほかに。委員の皆さん、何かございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(谷口重和) 当局、何かございませんか。山下理事。

○理事兼総務課長(山下康之) それでは、その他ということで、所管の委員会のほうではいろんな角度から常にご審議を賜り、大変感謝いたしております。

その中で、資料を出させていただいておりますけれども、平成28年度宇治田原町の組織の機構図ということで、今回部制のほうもご提案申し上げ、いろいろとご審議もいただいたところでございまして、せんだって2月12日に全員協議会を開催いただきまして、本町の特に事務分掌のほうを、それぞれ議会のほうからもご提言も含めて指摘をいただいたところでございます。その資料の最後の6ページのところに、そのときに何か事務分掌の中でももう少し審査等も必要やないかということでご質疑も賜った中、6ページのところで教育委員会の教育部のところの学校教育課のところの学校教育係、このところに赤字で入れさせていただいておりますが、(2)に小中一貫教育に関するということということで、前の2月12日の全員協議会の中にはなかったわけでございますが、これも町として重要な事務分掌ということでございますので、新たにこれをつけ加えさせていただきます。

なお、最終日の議会のときには、新しいのを整理させていただきまして、もう一つの委員会もございまして、そのときにご説明を全部入れて報告を申し上げたいというふうに思っておりますので、よろしく申し上げます。以上でございます。

もう一つ、よろしいか。

○委員長(谷口重和) はい、どうぞ。

○理事兼総務課長(山下康之) それでは、もう一つ、宇治田原町の地域防災計画の概要版ということで、これも所管の委員会の中、非常に住民の皆さんにもわかりやすいように概要版をつくったらどうかというようなご指摘とご提案も賜りまして、平成27年度地域防災計画の見直しということで、また所管の委員会では早くから議題としていろいろとご審議を賜ってきているというような経過の中で、2月にパブリックコメントを出しましたけれども、特に意見がなかったところでございまして、今現在、最終的な整理

をいたしておるところでございます、最終版が調いましたら、また議会のほうにもご報告申し上げたいというふうに思っております。今現在、概要版ということで今回の地域防災計画の要点を住民の皆さんにわかりやすいように整理をいたしまして、総則とか、特に主な内容、新たな内容、それと災害の予防計画、また新たな計画内容等を、第3章には災害応急対策計画ということで、そういった新たな計画内容をできるだけわかりやすくさせていただいたというふうに思っております。

こういったことをご報告申し上げますとあわせまして、閉会中の常任委員会の中では、宇治田原町のマップのほうについても、今回宇治田原町を5つに割って大きいものにしていく、これを住民の皆さんに配布していくということで、議会の中でもご理解を賜っておるところでございますので、そのマップとこれとを一緒に挟み込んでというようなこれも議会のほうからご提案を賜りまして、それら住民の皆さんにしっかりとそういった重要な特に命を守るということの観点からも含めまして、こういった概要版ができましたので、所管の委員会にご報告を申し上げていきたいというふうに思います。以上でございます。

○委員長（谷口重和） 当局、ほかにごございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（谷口重和） 事務局ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（谷口重和） ないようですので、日程第4、その他についてを終了いたします。

ここで暫時休憩をいたします。

休 憩 午前11時30分

再 開 午後 1時00分

○委員長（谷口重和） それでは、休憩前に引き続き会議を始めます。

お手元に配付の日程表1の2により、建設・環境課、産業振興課、上下水道課所管に係る事項の審査を行います。

日程第1、付託議案審査について、議案第31号、町道路線の認定変更についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。副町長。

○副町長（田中雅和） それでは、議案第31号についてご説明申し上げます。

議案第31号、町道路線の認定変更についてにつきましては、平成25年9月の定例会におきまして道路認定をいただきました宇治田原山手線について、終点変更するもの

でございます。

道路認定をいただいた時点におきまして、宇治田原山手線の終点を大津市との境界である大字禅定寺小字高尾6番1を地先といたしておりましたが、その後の現地境界確定作業の進捗によりまして、当該地点の位置が高速道路をまたぐ橋梁の中途に当たる箇所であることが判明したところでございます。市町外に位置することになる橋梁の範囲につきましては、供用後の利用者の安全配慮から共同で管理する方向で大津市と協議を進めており、そのためお互いが市町界を超えて道路認定をすることになりますことから、宇治田原山手線の終点を大津市大石小田原町字青木ケ谷380番地先とする路線認定変更をするものでございます。

なお、大津市との重複管理方法につきましては、橋梁の詳細設計等が明確となった時点におきましてご相談させていただきたいと考えておりますので、よろしく申し上げます。

以上、よろしくご審議賜り、ご可決いただきますようお願い申し上げます。

詳細につきましては、山下参事からご説明を申し上げます。

○委員長（谷口重和） 山下参事。

○建設・環境課新名神推進室参事（山下仁司） それでは、町道路線の認定変更について、議案第31号資料をもとにご説明をさせていただきます。

資料の2枚目の位置図をごらんいただきたいというふうに思います。

副町長からの提案説明と重複するところもございますけれども、今回の認定変更につきましては、道路路線自体の計画に変更を加えるというものではございませんで、当該地の土地所有者間によります境界立ち会いの結果としまして、大津市との市町界、行政界のほうの本町側に大きく移動することとなり、新名神高速道路をまたぐ歩道橋OVの中途に市町村界、行政界が来ることが明確になったことによるものでございます。

一般的には、町域内で町道が完結することが通例でございますが、市町村界また都道府県界をまたぐ橋梁につきましては、供用後の利用者の安全配慮から認定を境界までとするのではなく、重複認定を行った上で、お互いが協議を行い管理していくことが通例となっているところでございます。こうした状況を踏まえまして、大津市と重複認定することで協議が整いましたので、議案書にございますように、終点を変更前の禅定寺小字高尾6番1地先から滋賀県大津市大石小田原町字青木ケ谷380番地先に変更をお願いするものでございます。

なお、大津市につきましては、昨年12月、既に本町の町域までの道路認定を大津

市議会で議決を経ておられます。同時に、本町の町道認定に必要となります、次のページ3ページ目にごございます道路法第8条第4項に基づく大津市議会の議決を昨年12月22日にご可決をいただいていると。これを受けまして、同じく同法第8条第3項の大津市長の承諾のほうも本年1月13日にいただいたことから、今般、本町議会におきまして認定変更の議案をお願いするものでございます。

なお、道路法第16条第2項の規定にごございます管理方法につきましては、議会での議決についてが必要になるわけでございますけれども、同時にご提案させていただければわかりやすかったということでございますが、現在、橋梁の詳細設計がまだ完了していないというようなことございまして、明確になった時点で、再度ご相談をさせていただきたいというふうに考えているところでございます。

また、大津市との協議の中で、一般的な負担割合ということで、2分の1ずつが妥当であるのではないかというような協議は行っているところでございます。以上、説明のほう終わらせていただきます。

○委員長（谷口重和） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手願います。稲石委員。

○委員（稲石義一） 今の説明ですと、字界を越して、町域を越して橋梁がかけられるということで、重複の認定をするということですか。12月で既に大津市の議会で、その部分の道路法の第8条の第4項ですか、議会の議決を経なければならないということで、既に12月22日に可決されたということですか。向こうの認定もそのときにされているということですね。なおかつ、その議決をもって1月13日で承諾を得ているということですね。それを受けて今回の手続というか、3月のうちの町も認定になるということですか。

なおかつ、道路法の16条の協議、この道路橋梁についての字界を、町域をまたがって橋がつくられるんで、その管理方法なり経費負担、これについては橋梁の詳細設計がきちとなった折に、でき上がってからかどうかかわからないですけども、今後協議していきたいと、こういう内容の報告があったところでございますので、町道認定については、25年の9月に既にとっているやつを変更したいということであろうかというふうに思います。

管理区分と経費負担については、きちっと詳細設計ができてからか、橋梁が完成した後に、これ議決を経なければならないということになりますので、今のところは大体折半したいというような案で煮詰めているということだったので、時期的には設計ができ

た折か橋梁が竣工した折、そのころだと思うんですけども、その辺については見通しとして、議会のほうに提案されるのはいつごろを見通しとして持つておられるのかを聞いておきたいと思います。

○委員長（谷口重和） 山下参事。

○建設・環境課新名神推進室参事（山下仁司） ただいまの委員からのご指摘でございますけれども、一応、詳細設計のほうは現在進めていただいております、約1年の工期で施工されていくというふうに伺っているところでございます。

ですので、その間に当然、大津市さんとも協議を、設計協議の中でまたお話をさせていただくというような形になろうかというふうに思いますし、大体、詳細設計で橋の形等がわかってきましたら、どれぐらいの経費になっていくんだろうということも見えてくるかなというふうに思っておりますので、このあたりは大津市さんと協議を進める中で、再度、議会においてはご報告をさせていただきたいというふうに考えてございます。以上でございます。

○委員長（谷口重和） 稲石委員。

○委員（稲石義一） わかりました。それではこのときにまた、議会のほうにも調整を図っていただきたらと思います。

これ以外に、今の候補に上がっている町道の路線以外に、字界で協定を結んでいるような路線がもしあったらちょっと教えてほしいなと思うんです。いかがでしょうか。

○委員長（谷口重和） 山下参事。

○建設・環境課新名神推進室参事（山下仁司） これまで、本町のほうで、行政区外で協定を結んでいるというようなところはございません。おおむね、滋賀県でいいますと喜撰山大橋でありましたりというのが、県と府との共同の重複認定の橋梁でございますので、そういったところはございますが、町自体ではございません。以上でございます。

○委員長（谷口重和） 稲石委員。

○委員（稲石義一） はい、結構です。

○委員長（谷口重和） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（谷口重和） ほかにないようですので、質疑をこれにて終了し、討論、採決に入りたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（谷口重和） 異議なしと認めます。

議案第31号、町道路線の認定変更についての討論を行います。

直ちに討論に入ります。討論ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(谷口重和) 討論なしと認めます。

直ちに採決に入りたいと思います。原案に賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○委員長(谷口重和) 挙手全員。よって議案第31号、町道路線の認定変更については、原案どおり可決すべきものと決しました。

さきの審査とあわせて、本委員会への付託されました10議案の審査を終了いたしました。この審査の結果につきましては、総務産業常任委員会委員長名をもって、委員会報告書を議長宛てに提出いたします。

以上で、本委員会に係ります付託議案審査を終了いたしました。

この場で暫時休憩をいたします。

休 憩 午後1時12分

再 開 午後1時15分

○委員長(谷口重和) 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

日程第2、第4四半期の事業執行状況について(変更)を議題といたします。

建設・環境課内のうち、建設課所管事項について当局の説明を求めます。光嶋理事。

○理事兼建設・環境課建設課長(光嶋 隆) それでは、お手元にお配りをさせていただいています事業執行状況の変更についてご説明を申し上げたいというふうに思います。

まず、1枚目、1ページ目でございますが、4番、宇治田原山手線の整備事業につきましては、これはさきの補正予算の委員会でも申し上げましたように、繰り越し議案とさせていただきたく、このような内容で繰り越しとさせていただきたいというように考えております。

次に、2枚目をおめくりいただきたいと思います。

8番の道路施設長寿命化修繕事業につきまして、これも橋梁修繕工事の一部を繰り越したいということで考えておるところです。

次に、11番でございますが、建築物耐震改修促進計画改定事業でございます。これは京都府のほうから2月末に案の提示がございました。これにつきましては、後ほど附則の説明をさせていただきたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

12番目の木造住宅の耐震診断士派遣事業につきましては、2月末現在でゼロ件とい

うことでございます。

それで戻りますが、建築物の耐震改修計画についてでございます。これの資料につきましては、1枚物でA3でございます。ちょっとごらんをいただければいいと思います。これで市町村の耐震改修促進計画のモデル改定案ということで、京都府のほうから資料送付がございました。大きく分けまして、ちょうど右半分、左半分で、現行の計画と改修の計画の案という形で記載をさせていただいております。

その中で、新耐震の改修促進計画の中で太線で囲ってございます部分、これが市町村計画の改正に当たっての主要事項、留意事項ということになるものでございます。これにつきましては、まず従来、阪神・淡路等の大震災を主眼に置いておりましたものを、東日本大震災ですとか南海トラフ地震の被害といったことで地震がほかにもありますよということで、そういった項目をつけ加えられたもの。それと、計画の期限を設定するようというような計画指針がございました。

そうしまして、その次のパートの部分でございますが、太線で住宅耐震化事業を積極的に展開をしていく。住宅については、府計画に準じて目標を設定ということで、京都府の、もう一つ右の欄でございますが、府の促進計画案でいきますと、住宅については減災化住宅の目標を平成37年で97%、耐震化率目標を同じく95%ということで定めておりますので、こういったことを目途としまして、市町村計画についてもその内容を充実させるようということになってございます。

その次のパートでございますけれども、これは府民の命を守るための幅の広い施策を推進するというので、主に住宅部分で木造住宅の耐震化事業の支援内容、実績戸数等を記載すること。ここでは簡易改修ですとか、耐震シェルターを追加ということで、耐震シェルターにつきましては、来年度の当初予算という中で項目として上げさせていただいておりますので、そういったものが今後、支援をさせていただく対象となってくるということで、それに基づいて改定をしていくようということになってございます。

また、空き家施設等の住宅施設と連携をして耐震化を促進するようということ。それと、一番下の行にございますけれども、減災化住宅の推進などを推進するようといったことを基本において、市町村の耐震計画の改定作業をするようといったことが、府下全市町村に対して通達があったところでございます。

これを受けまして我がほうでは、大きく今現在定めております内容を変更するものではございませんでして、どちらかといいますと、こういった項目を補足しながら充実をさせていくという内容になろうかというふうに考えておるところでございます。

事業の今後の進め方ということでございますが、何分にも2月の末に京都府のほうから資料がやっと出てきたということでございまして、これは全部の市町村において、今現在作業を進めておられるというところでございます。我がほうの予定といたしましては、今現在まとめをいたしまして、4月には住民の方々にパブリックコメントを求める手続に入ってまいりたいというふうに考えております。そうした中で、ご意見を集約し、最終的なまとめを5月末、6月頭ぐらいまでにはまとめてまいりたいというのが、今のスケジュールとして考えておるところでございます。

なお、先ほど耐震シェルターの追加ということで、これは具体的にはそれぞれの委託の中で、特に就寝場所を中心に箱のようなシェルターを設置して、倒壊があったとしても被害から逃れられるようにという設備でございます。こういったものについては、京都府のほうの品番指定が補助対象になるというようなことを聞いておりまして、そういった作業が、京都府もまだもう少し時間がかかるということが言われておりますので、そういったことも視野に入れながら、全ての方に、そういった設備の設置が望まれる方については対象となるような配慮をしていくことが必要というふうに考えておるところでございます。以上が、市町村の耐震化促進計画の改定案の内容説明ということでございます。

それと、もう一つ、ご説明が漏れまして恐縮でございます。一覧表の一番最後にホッキスでとじ込みをさせていただいておりますが、これが宇治田原山手線の整備事業に対します道路用地の取得状況ということで掲げさせていただいております。

全体といたしましては、27年から28年の2カ年で約8万平米を取得したいということで考えております。年度別の状況といたしまして、平成27年度で全体のうち5万3,182.31平米を取得したいというふうに考えておりますけれども、契約済みが4万7,743.69平米、地権者全体20名いらっしゃるうちに契約済みの方が17名ということでございます。

面積ベースで、全体で89.77%、年度別では取得もできております。全体といたしましては、その下にございます59.68%の取得をできておりまして、次に来年度、残りの2万7,000平米、地権者の方5名いらっしゃいますけれども、そういった方々との交渉に当たってまいりたいというところでございます。以上でございます。

○委員長（谷口重和） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑のある方は挙手願います。稲石委員。

○委員（稲石義一） 今の耐震化のやつですけれども、今の概要、現在は平成27年で耐

震化の目標としては90%ということですが、もう間もなく27年度終わりますので、どれぐらいの数値が達成されたのか、まずそれからお聞きしたいと思います。

○委員長（谷口重和） 光嶋理事。

○理事兼建設・環境課建設課長（光嶋 隆） 数値の達成につきましては、これも議会の委員会がございます折々に、どれぐらいの耐震に対する取り組みがあるのかということでご質問がある中で、この間、毎年数件の耐震の診断があり、また一部耐震の工事をなさっている方がいるというような内容でございますので、当初設定しております数値からその数字までにはかなり開きがあると、達成するにはとても無理な状況であると。

そういったことを鑑みまして、今回の計画の中で新たな手法といたしまして、そういうシェルター等の設置も視野に入れた中で対象にして取り組むようにということが示されておるだろうというふうに考えるところでございます。以上でございます。

○委員長（谷口重和） 稲石委員。

○委員（稲石義一） いやいや、目標を設定したのは町やからね。町が90%を達成したやつについて、どういう手法であろうとも遅々として進まへんけれども、どういう調査をして、どういう今状況にあるのかというのを説明してもらわな、それは。それを聞いている。

○委員長（谷口重和） 光嶋理事。

○理事兼建設・環境課建設課長（光嶋 隆） 申しわけございません。

資料等について、今少し手持ちがございませんものですから、至急に調べまして、後ほどご報告させていただきたいというふうに思います。

○委員長（谷口重和） 稲石委員。

○委員（稲石義一） それとか、関連で今先ほど申されたような、だから進まへんでシェルターをやりますよということなんでしょう。当初予算でシェルターのやつが入ってるんでね。

ただ、この数値もわからへんにシェルターで対応しまっせと言うたって納得できるものでも何にもないんで、一応、当初予算の審査の前に、おたくの審査の前にその辺の数値をきちっと出して、だからこうするんですというようなことを言わんと説得力がない、説明責任が果たせませんので。

また、京都府が、今右側にあります平成37年、10年先に97%とか95%とか出しておられるので、それも今の現状の数値がわからんことにはできませんので、その辺も含めて資料を当初予算の審査までに出してください。出せますか。

○委員長（谷口重和） 光嶋理事。

○理事兼建設・環境課建設課長（光嶋 隆） 対応させていただきます。よろしくお願いします。

○委員長（谷口重和） 稲石委員。

○委員（稲石義一） それと、公共施設のほうです。早期に100%とええかげんな書き方をしてあるのやけれども、これはどうなんですか。今の現状として公共施設、学校やら全部含めて、公共施設の耐震化については、どのような現状の数値を把握されているんでしょうか。

○委員長（谷口重和） 光嶋理事。

○理事兼建設・環境課建設課長（光嶋 隆） 公共施設に関しましては、設置時期等から鑑みまして、建築基準法上、耐震の基準に照らし合わせて既に達成しておるもの、例えば小学校等はその対象になるわけでございますけれども、それ以外の分につきましては、この役場の庁舎も含めまして耐震の検査を実施しております。

これは、ちょっと年次は数年前になるんですが、総務のほうで実施をしていただいたというふうに記憶をしております。その後、具体的な対応といたしましては、耐震化を達成されていないものについて、補強すべきもの、あるいはもう一度確認するものといったようなものがございまして、一例で申し上げますと、岡之藪の町営住宅等については、建築年次が非常に微妙であったものですから、そういったものについては昨年度検査を依頼をして検査を実施をいたしまして、それについては耐震の補強をしなくてもいいというような判断をいただいたものもございます。そういったものについては実行しなくてもいいんですけれども、特にちょっとパーセンテージは、私、今ちょっと記憶していないので恐縮なんです。役場の本庁舎を含めまして未実施の分については、まだ着手がされておらない状況であるというふうに認識をしております。以上でございます。

○委員長（谷口重和） 稲石委員。

○委員（稲石義一） 庁舎の建てかえのときに、耐震化のそういう補強をしなければならぬ費用との費用対効果も含めて議論をさせていただきましたので、一応、町の資料として診断をされた結果の状況について一覧表にして出していただいたらいいのかなど。

それを出していただいて、今後、この計画をきちっと京都府の分が出た分について、本町として独自措置なんかの数十%も落とさんならんのかどうかという検討もあろうかと思っておりますので、そのことも踏まえて、計画をねられる場合に現状の認識をしとかんな

らるので、まずはそういう公共施設も含めた現状の一覧表をきちっと提出していただきたい。それだけ求めておきます。

○委員長（谷口重和） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（谷口重和） ほかにないようですので、これで質疑を終了いたします。

次に、環境課所管のほうについて説明を求めます。三好課長。

○建設・環境課環境課長（三好茂一） それでは、建設・環境課環境係の第4四半期の事業執行状況の変更についてご説明を申し上げたいと思います。

まず1番目の小型家電リサイクル推進事業ですけれども、2月は15キログラムと1月の4カ月の開始となりました。この小型家電回収事業ですけれども、実証期間が3月18日ということで調査が終わってしまうんですけれども、この後も回収は続けていく予定です。

実証期間の間は運搬費等ゼロでありましたけれども、今後のことですけれども数量が少な過ぎるので、運搬等に関して逆有償になる可能性もありますので、今、城陽市とか久御山町が協議しています業者と同じ業者と協議しておりまして、それが敦賀のほうの会社になるんですけれども、一応うちの小型家電の回収したやつを倉庫に入れても、割と大きいので半年でも1年でもためられますので、年1回もしくは2回の回収でも有償でお願いできるというような交渉も今ちょっと重ねておりまして、その方向でいきたいと考えておりますのでよろしくお願いをしたいと思います。

それから、2番目の家庭用資材有効利用設備設置補助事業ですけれども、2月に生ごみ処理機の申請が1件あり、合計3件の申請があったということです。以上で終わります。

○委員長（谷口重和） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑のある方は挙手願います。稲石委員。

○委員（稲石義一） 先ほどの1番目の小型家電の分は、10月から始めて半年間の実証期間を設定して、今後どうしようかということなんでしょうけれども、その評価して本格的に取り組むのか、もうやめとくのかを含めて最終的に、今先ほど言われたんですけれども、この評価の部分も含めて、どういうことやったんというのをきちっと書類にして所管の委員会に出していただいて、こういう検討をしまして、結果的に。次年度以降はどうするのやとか、本格実施するかとか、今の業者の部分を含めて。費用が逆になったりするんでというような評価を踏まえて、どうするんかというのをきちっと、実証

期間が終わるんですから、担当課としてきちっと方向定めたものをどこかの時点で出
していただかなんたらんというふうに思うんですけれども、いかがですか。

○委員長（谷口重和） 三好課長。

○建設・環境課環境課長（三好茂一） 実証期間が3月18日までとなりますので、その
後において、結果等、方向性等をまとめまして、また次の議会のときに報告させていた
だきたいと思います。

○委員長（谷口重和） 稲石委員。

○委員（稲石義一） ただ、住民の方にとっては、そういうことを周知する方法が町民の
窓でしかないのか、ホームページかあろうかと思うんですけれども、それは一旦終了し
て、今そういう公共施設のほうに持っていくとか、何とかやっていくについて、それは
一旦実証期間が終わるので、住民の方々のそこへ持ってきていただくようなものはもう
これで終了しましたよとかいう周知はどうされているんですか。

○委員長（谷口重和） 三好課長。

○建設・環境課環境課長（三好茂一） この事業は、27年度事業は実証を始めますと、
もうこのまま続けなければならないと最初からなっておりましたので、それはそのまま
続けていきますので、住民のほうにこれが終わりましたという周知は、そのあたりはそ
のまま続けていく用意をしております。

○委員長（谷口重和） 稲石委員。

○委員（稲石義一） ただ、そのことを先ほど言いましたように、報告をきちっと4月に
するかどうかあるんでしょうけれども、費用対効果も含めて、その収集量も含めて実証
をやったらずっとやらんならんもんで、経費的に逆になったりいろいろなことがするん
やけれども、そのことを踏まえてどうするかというのを行政的に判断をしてもらった部
分を報告もらわらんわけだね。それをずっと、ずるずると続けていくことがどうなん
かと。住民の方々には、これはもう実証期間が過ぎてもやるんですよというようなこと
は、もう周知というのは、もうやっていくんですよというのはどこかで周知されたんで
すか、これは。

○委員長（谷口重和） 三好課長。

○建設・環境課環境課長（三好茂一） 住民の皆様には、実証期間というようなことは言
うていないんで、10月から回収を始めますということで始めていますので、住民のほ
うはそのまま続くと考えていると考えています。

○委員長（谷口重和） 稲石委員。

○委員（稲石義一） 住民の方は、そのままスタートですよと言うたらずっと終わりなくやっていただけというふうには思っているやろうということ言うてはるんやね。議会には実証期間はきちつと言うてはったんで、それやったら、それはその後どうするんですかとか、今言うたような収集量の問題とか、定点の問題とか、そんなことを評価しながら、新年度にはどういう手だてがあるんやというのを総括して、実証というのはそういうことですよ、基本的に言うたら。評価して次につなげるということなんやから、それはやめることにはならんですよということやけれども、費用対効果を含めてどうするんやと。これ全く集まらへんだらどうなるか。実証期間を本格実施みたいな形で継続することにもならんと思うんでね。

やっぱりそれは、実証期間は実証期間として一定評価せんならんと。これは、もう早いうちに4月の所管の委員会に、そのことについて当局が評価された内容については報告していただきたいというふうに思います。以上で終わります。

○委員長（谷口重和） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（谷口重和） なければ質疑を終了いたします。

次に、日程第3、各課所管事項報告についてを議題といたします。

まず、環境課所管の協栄開発に係る報道について（Ⅳ）、当局の説明を求めます。三好課長。

○建設・環境課環境課長（三好茂一） それでは、協栄開発に係る報道（Ⅳ）ということで報告させていただきます。

平成28年2月15日の前回の総務産業委員会で、協栄開発に係る報道（Ⅲ）について報告しましたが、その後の結果を報告します。

経過ですけれども、平成28年1月27日付で宇治簡易裁判所は、協栄開発に対しして、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条2第1項の違反で罰金刑を科しました。協栄開発は、罰金刑を受けたことで法第14条第5項第2号イに規定する法律第7条第5項第4号3に該当し、法第14条の3の2第1項第1号に規定する許可を取り消され、今後5年間は許可を受けることはできません。京都府は、京都府山城北保健所長は、平成28年2月26日付で協栄開発に対して、産業廃棄物収集運搬業の許可を取り消しました。

2番目ですけれども、次年度以降についての町の対応ですけれども、今後についてですけれども、総務産業常任委員会で報告してきましたが、一般廃棄物処理業ではなく、

産業廃棄物処理業に関する違反で京都府が許可を取り消したものでありますので、町といたしましては、今までご報告してきたとおり、平成28年度前期に契約見直しの準備作業に入り、平成29年度または30年度からの複数年契約に着手するよう取り組みたいと考えています。

以下、参考資料として法律の条項を掲げております。以上です。

○委員長（谷口重和） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑のある方は挙手願います。稲石委員。

○委員（稲石義一） そうしますと、これは取り消しを受けましたと、そういうことを町当局のほうに協栄さんのほうから報告があったということによろしいのでしょうか。

○委員長（谷口重和） 三好課長。

○建設・環境課環境課長（三好茂一） 平成28年26日付で京都府のほうから協栄開発が呼び出されて、その報告を受け、その帰りに町のほうに寄って報告を受けました。

○委員長（谷口重和） 稲石委員。

○委員（稲石義一） そうですね。いつも言うように、そのところがいつも欠けているので、取り消しをされまして、町当局には、その後速やかに報告がありましたというふうにきちっと報告しといていただいたら、目で見たらわかりますので。

そのことと一般廃棄物とは対応方が異なるというのが2番目に書かれていることで、28年4月以降の一般廃棄物の処理について、収集については従前どおりやりまして、その後において、29、30年の複数年の契約については改めてやり直しをするなどの検討をさせていただきます、その方向には変わりませんという結果でよろしいのでしょうか。

○委員長（谷口重和） 三好課長。

○建設・環境課環境課長（三好茂一） はい、稲石委員言うとおりでございます。

○委員（稲石義一） はい、結構です。

○委員長（谷口重和） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（谷口重和） なければ、これで質疑は終了いたします。

次に、産業振興課所管の観光振興計画について当局の説明を求めます。下岡参事。

○産業振興課地域資源活用室参事（下岡寛史） 宇治田原町観光振興計画の策定について報告させていただきます。

観光振興計画をごらんください。2月の総務産業常任委員会で報告させていただきます。

した宇治田原町観光振興計画（案）ですが、2月23日に麻生委員長から町長へ答申いただき、この計画のとおり3月に策定とさせていただきます。

策定に当たりましては、2月の常任委員会のおきにお示ししました観光振興計画（案）から一定、変更させていただいているところがございますので、ご説明させていただきます。

観光振興計画の19ページをごらんください。

オレンジ色の丸がついている2つ目の進捗管理のところですが、2月の総務産業常任委員会で、観光まちづくり会議がチェックするのは推進団体がチェックすることとなりおかしいとご指摘いただいた件ですが、策定委員長等と検討させていただきまして、正式な答申を受ける前に訂正を加えさせていただきました。

訂正の内容は、前回、「この指標の進捗を観光まちづくり会議等で適切にチェックし」と記載させていただいていたところを、今回、「この指標の進捗を適切にチェックする機関を別途設け」に訂正させていただいております。この記載の変更によりまして、進捗の管理は、観光まちづくり会議以外の方がチェックすることとなります。以上が変更点です。

これをもちまして、観光振興計画の策定と前回報告させていただいてからの変更点の説明を終わらせていただきます。

○委員長（谷口重和） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑のある方は挙手願います。ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（谷口重和） ないようですので、次に、ため池「安心安全マップ」について説明を求めます。木原課長。

○産業振興課長（木原浩一） 失礼いたします。

説明に入らせていただく前にですが、ちょっと資料等、またこの図面の中の数字が全然違っておりましたので、ご報告のほう先にさせていただきたいと思います。

きょうの説明資料の下から2段目ですけれども、2列目ですけれども、平成26年度老中大池というところで貯水量が4,900立米になっておりますのが、これ、ため池台帳でちょっと確認いたしましたところ1万7,000立米、約3倍ということになりますので、ちょっとこの池の部分につきましては京都府と調整して、改めてまたご報告のほうさせていただきたいと思います。

それでは、このため池「安心安全マップ」につきましては、貯水量が多く民家に近い

ため池の中から、町と地元の意見を聞いて協働で作成していただきました。

マップに標示されております浸水予定地区、この1枚目のみとさせていただきたいんですが、雨量及び震度に関係なくため池の堤体が破堤し、貯水量の全量が流出することを前提としてつくっていただきました。京都府では、こうした情報をマルチハザード情報システムに表示し、府民に公開するというので、今回、町のほうの承諾をいただけたら載せていきたいということでご報告いただいております。

公開の目的といたしましては、ハザード情報を府民に公開することで、府民みずから自主的に安全確保の行動ができるようにするためということでございます。

公開の方法につきましては、京都府のホームページで公開されるということでございます。

マルチハザード情報システムということの内容につきましては、ここに書かせていただいているとおり、こういうことを表示していただいております。

この事業につきましては、京都府の農村地域防災減災事業ということで25年から26年度で実施していただきまして、事業者は京都府となっております。以上でございます。

○委員長（谷口重和） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑のある方は挙手願います。稲石委員。

○委員（稲石義一） これ今の4番目のところに書いていますように府内マップ数が112カ所ということになってはいますが、こういった災害のため池についての危ないところを府内ではこれだけあって、そのうち宇治田原町は2つですよということだと思えるんですけども、これに近い形であるようなため池というのは、類似するようなものというのは、町として把握されているのでしょうか。

○委員長（谷口重和） 木原課長。

○産業振興課長（木原浩一） 貯水量の多い池のほうは把握しております。また、それが民家に近いとか、そういう面で地域の区とかの話で省かれたとは思いますが、大きな池は把握しております。

○委員長（谷口重和） 稲石委員。

○委員（稲石義一） こういうときに出していただくときに、いつもため池の調査もされて、いろいろ委員会でも話はされていますので、3万2,000と1万7,000ですね、これでいえば。それに近いような貯水量があって、それで民家に近いようなところで、それが決壊したりすると非常に危ないというようなものがあれば、これに類するよ

うな資料としてつくっていただいで、また委員会のほうに報告していただいたら結構かと思しますので、よろしく申し上げます。以上です。

○委員長（谷口重和） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（谷口重和） なければ、これにて終了いたします。

次に、上下水道課所管の公共下水道の計画区域の見直し検討について説明を求めます。

野田課長。

○上下水道課長（野田泰生） それでは、上下水道のほうから、下水道の全体計画見直しにつきまして中間報告の①といたしまして、国が示しております汚水処理整備手法の検討マニュアルに基づきまして未整備地域の整備手法を再検討いたしましたので、その中間報告を初めてさせていただきます。

それでは、資料に沿ってご説明申し上げます。資料の1番のところでございますが、表紙1番のところでございます。

趣旨のほうですが、公共下水道事業につきましては、平成18年度に見直しました下水道全体計画に基づく事業計画を京都府へ提出し、現在、交付金事業として取り組んでおります。現計画は、次年度で見直しから10年が経過しますので、下水道事業を取り巻く環境、国の方針等も変わってきておりますことから、本年度と次年度の2カ年で全体計画を見直すものでございます。

特に、国の方針といたしまして、前回見直しから変わってございますけれども、前回でも浄化槽の性能評価は上がってきておりましたが、今回、さらに浄化槽の耐用年数が長く評価されたこと、また下水道事業も概成を平成35年度にはするように、なお京都府からは、さらに前倒しで平成32年度に開始するよう指導されているようなところでもございます。

本町の公共下水道事業は、交付金事業の未普及解消という補助のメニューで取り組んでおりますが、国が平成35年度概成と言っておりますことから、恐らくでございますけれども、平成35年度以降の未普及解消という補助メニュー、交付金事業のほうは確実に縮小されるものと考えております。

資料の2番、検討方法でございますが、下水道未整備地域の汚水処理整備事業につきまして、現計画の集合処理である公共下水道で整備するか、あるいは個別処理の浄化槽に見直し整備するか、この両者を比較検討いたしております。

今回の検討は、第1段階といたしまして経済性に限定して検討しております。今後は、

この検討に時間軸、整備完了目標、また財政計画、収支計画がございます、を加えていきまして、次年度中には最終決定をしたいと考えております。

経済性の比較検討に当たりましては、平成26年1月に国交省、環境省、農水省の汚水処理整備を担当する3省合同による持続的な汚水処理システム構築に向けた都道府県構想マニュアル、こちらのほうに準拠いたしまして行っております。

ここで、資料の4枚目以降が、すみません、別添といたしましてページ番号のほうを入れておりますが、そのページ番号、すみません4ページのところをお願いいたします。

こちらのほうを見ていただきますと、下水道と、こちらのほうで浄化槽の費用検討を行うための国が示しました費用関数であります。少し見ていただきますと、左端列の番号でございますが、1番から3番までが公共下水道に関する費用でございます、4番から7番が浄化槽となっております。

例えば、1番の1) 処理場建設費は、比較対象区域の発生する汚水量から建設費を算出いたしまして、また2番の1) の管渠建設費につきましては、対象区域の下水道管渠延長に単価6万3,000円といたしまして算出しております。また、マンホールポンプが必要な場合につきましては、2番の2) に基づき、このように対象区域の建設費用を算出いたしまして、その施設の耐用年数でまた割り返しております。その建設費を耐用年数で割り返しまして1年当たりの建設費にいたします。この1年当たりの建設費に、また3番にある年当たりの下水道維持管理費を合算いたしまして、建設費プラス維持管理費の1年当たり費用で算出のほうをいたしております。

浄化槽の費用関数のほうでは、対象区域の家屋数を決定いたしまして、一般家庭分では4番に基づきまして、全て5人槽を新設するものとして、設置基数に単価83万7,000円として算出しております。こちら浄化槽につきましても、耐用年数で割りまして1年当たりの建設費にいたしまして、これに5番の年当たり浄化槽の維持管理費を合算し、同じく建設費プラス維持管理費の1年当たり費用を算出して、下水道と浄化槽の1年当たり費用で比較を行っております。

次に、検討を行いました対象区域のほうでございますが、資料表紙の次、2枚目の地図のほう、よろしく願いいたします。

2枚目の地図でございます。既に整備が終わっている既整備区域はグレー、灰色を着色しているところでございます、岩山・立川地区につきましても、ちょっと水色っぽく見えますが、すみません、同じグレーのつもりで見ていただきたいと思いますと思っております。

こちらが整備区域でございます、そしてその既整備区域に連担する区域として緑色

で着色している区域でございますが、こちらのほうにつきましては緑苑坂工業団地などがありますけれども、確実に公共下水道が見込まれる区域といたしまして比較検討からは外しております。

検討の対象区域といたしましたのが、残りの未整備地域でありまして、黄色で着色している①湯屋谷地区、②南の上ノ山地区、③の禅定寺松尾地区のエイブルコンストラクションあたりのところでございます。④番岩山のサンビレッジ、⑤番が立川のうぐいす幼稚園、そして⑥番が立川の浄土寺付近から糠塚上手地区のところまでとしております。以上の、この6地区を検討見直しの対象区域といたしまして、この6地区につきまして、先ほど見ていただきました費用関数を用いまして経済性を比較いたしました結果、また1枚めくっていただきまして、白の3枚目の地図でございます。黄色でありました①から⑥の検討区域の色が赤色地区となっているところにつきましては、現計画と変わらず公共下水道での整備が有利という結果でありまして、青色地区とした区域につきまして、経済性の比較上では浄化槽で整備すべき区域となりました。

したがいまして、浄化槽で整備すべき区域と、今回、経済性からなりました区域につきましては、①の湯屋谷地区、⑤うぐいす幼稚園、そして⑥番の糠塚上手方面の地区となっております。

判定結果は以上となりますが、最後に、具体的にどのような経済比較を行ったかということで、少し説明をさせていただきたいと思っております。

ページ番号を打ってございました資料の7ページのほうをよろしく願いいたします。

こちら7ページを見ていただきますと、一つ代表といたしまして湯屋谷地区のほうをどのように比較検討したかということで整理した資料となっております、真ん中の表でちょっと説明させていただきたいと思っております。

見ていただきますと、表の左のほうにはアルファベットで小文字aから順次右側のほうも続いて打っておりますけれども、まず湯屋谷地区の検討に当たりましては、まずaのところ、A+Bと書いておりますけれども、こちらAが既存で整備、公共下水道の地区を示しております、Bが湯屋谷地区をあらわしております。その既存の公共下水道区域に湯屋谷地区をひっつけた場合として検討しております。その場合、bのところを見ていただきますと戸数が3, 6 1 1とはじかれてきてまして、その後、下水道費用を計算するためにこの対象区域から汚水量がどれだけ出ているかということで、処理場建設費をはじくためにcとdのあたりで建設費を出しております。よりまして、1つcのところを見ていただきますと、これが処理場の建設費をはじいておりまして、汚水量が

5, 448トンという数字が推計ではじかれてきて、その建設費が、これ単位が100万ですので、28億6,000万ぐらいの費用が建設費かかりますが、これが先ほど言いました耐用年数、処理場33年とマニュアルでなっておりますので、書いておりませんが33で割った結果、横の年あたり費用として万円で出ておりますけれども、費用が8,674万円と。このようにして順次計算をしていきまして、見ていただきますと、左側の一番下の行、計の欄のところでございますが、1年当たりの費用が、湯屋谷を公共下水道に接続した場合、年あたり費用が1億7,947万円ぐらいはじかれております。

それに対しまして、右側のほうでは既存の公共下水道に合わせても別個、浄化槽として整備した費用を右側にはじいておりまして、結果、湯屋谷地区につきましては、現在見込みの平成37年、10年後を想定して推計しておりまして、恐らくその時点では、湯屋谷地区内浄化槽159戸の設置が必要ということで、nのところ辺でございますけれども、建設費用、浄化槽に対しましては1億3,000万ぐらいですか、費用が上がってきておりまして、この浄化槽の耐用年数が、現在延びまして32年もつということになっておりますので、この費用を32年で割り算いたしまして年あたり浄化槽の建設費でいきますと415万円。このように順次必要な経費を重ねまして、最終的に一番下のところを見ていただきますと、浄化槽の場合でいきましたら1億7,770万ぐらい、その差、年あたり25万円という差が出てきております。

この判定をもちまして、浄化槽のほう年あたり費用が低いということで、経済費用の判定のほうを今回は浄化槽で整備というような判定を出させていただいています。このようなやり方で、順次、参考として資料のほうを最後まで各地区の費用算定を参考につけさせていただいております。

今回の中間報告につきましては、最初に申し上げましたが、第1段階の検討、経済性に限定して比較したものでございます。引き続き、整備スケジュール、財政計画も合わせまして、また皆さんのご意見をお聞きする中で、次年度末までには見直した下水道全体計画を策定したいと考えておりますので、どうぞよろしく願いいたします。以上でございます。

○委員長（谷口重和） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑のある方は挙手願います。稲石委員。

○委員（稲石義一） なかなか①から⑥までのエリアについて、浄化槽で整備せやなあかんのか、半分1、5、6で公共下水道が2、3、4やね。それぞれごとに経済効果を示

してやられたということですので、じっくり読ませていただいて、また次の夏ぐらいまでに他の判定要素も含めて報告いただけると。その折に、途中経過も踏まえて同じような資料で説明をしていただいたら、他の要因も十分カウントしながらということになりますので、今般は初めてこういうような資料を出していただいたんで、参考にしながらちょっと勉強をしたいなというふうに思いますので。夏までにということですので、早い時期に、こうこうこういう要素があって、こういうことを検討しますというのは、新年度に入ってから早い時期に所管の委員会に報告していただきたいなど、これは要望しておきます。以上です。

○委員長（谷口重和） ほかにございませんか。青山委員。

○委員（青山美義） 見直し地域に対しましては、また早急に説明会等々開いてほしいなと思っております。

そして、湯屋谷につきましては、この間も言っていましたけれども、下水道でやろうという当初目的もあったわけで、その間、各家が自分らでなさって、単独じゃなしに浄化槽、そこへつないだらええだけの家をかなりしてはります。そういうときに、そこはもう浄化槽を下水でいってもらえるという感覚で物を考えて、今度また見直しでやると、今までの費用はどうなるんやとか、この間、説明を受けたけれども、話を持って帰ったらそういう意見も出ているさかいに、早急にちょっと地域のほうへ向けて説明をいただけませんか。

○委員長（谷口重和） 野田課長。

○上下水道課長（野田泰生） ただいまのご質問でございますけれども、委員ご指摘のとおり、10年前には湯屋谷地区につきましては公共下水道ということで、当時地元も協議する中、最終決定した経過がございます。その当時におきましても、経済性がほぼイコールだったので、地元に入り総意を酌み取る中で決定したということが経過ございましたが、今回につきましては、経済性の差がちょっとより出てきておりますので、現段階では、基本的には浄化槽事業が適しているのかなと担当課では考えております。

今、委員お願いされてましたとおり、この事業につきましては、最終決定した後には、もちろん事業説明ということも必要とは十分認識しておりますので、その上に、やはり早く早く地元の方もどういう事業かということが知りたい要望がございましたら、あくまでも教育委員会のほうの所管の出前講座ということで、公共下水道事業につきましても浄化槽事業につきましても出前講座のメニューにありますので、そのような要望を地元からいただきまして、事前に公共下水道のメリット、浄化槽事業のデメリット等、出

前講座の中でもまた説明させていただきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○委員（青山美義） はい、了解です。

○委員長（谷口重和） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（谷口重和） なければ、これにて出席課の所管事項報告の質疑を終了いたします。

次に、日程第4、その他を議題といたします。

他にございましたら挙手願います。ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（谷口重和） 当局から何かございましたら、ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（谷口重和） 事務局からありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（谷口重和） ないようですので、日程第4、その他についてを終了いたします。

本日は、付託議案10件、また事業執行状況の変更、所管事項報告等、多岐にわたる審査が終了いたしました。無事に審査を終了できましたことに御礼申し上げます。

また、町当局におかれましても、詳細な説明、資料作成等、ご苦労さまでございました。

本年度も残すところ2週間余りとなりました。平成28年度の予算が明後日から審議されようとしております。各課におかれましては、いま一度、事業執行等において最終確認を行い、適正な執行に努めていただくよう強く求めておきます。また、所管に係ります重要事項、懸案事項の報告につきましては、年度が変わりましても遺漏のないようよろしくお願いいたします。

以上で、本日の総務産業常任委員会を閉会いたします。

大変ご苦労さまでございました。

閉 会 午後2時06分

宇治田原町議会委員会条例第26条の規定によりここに署名する。

総務産業常任委員会委員長 谷 口 重 和